

資料

令和4年2月8日(火)
研 修 会

所得税・消費税に関する誤りやすい事例

昭和税務署

個人課税部門

一 納税地

- 給与所得者が勤務先を納税地としている。
⇒ 納税地は、原則として住所地（生活の本拠）とされ、勤務先を納税地とすることはできない（所法 15 一）。
- 事業所を納税地とする届出書を提出せずに、事業所を納税地としている。
⇒ 事業所を納税地とするためには、変更前の納税地とされている住所地又は居所地を所轄する税務署長に対して、その旨を記載した届出書を提出しなければならない（所法 16②④）。
- 国内に住所等を有しない者の納税地を、納税管理人の住所地としている。
⇒ 国内に住所等を有しない者が、納税管理人を選任した場合であっても、納税地は出国前の納税者本人の住所地等となる（所法 15、所令 54）。
- 死亡した者の所得について、相続人の住所地を納税地としている。
⇒ 死亡した者の所得税の納税地は、相続人の納税地ではなく、死亡当時におけるその死亡した者の納税地である（所法 16⑥）。

二 資産から生ずる収益の帰属

- 共有名義のアパートを賃貸し、その収益の全部を 1 人の所得として申告している。
⇒ 資産から生ずる収益は、その名義者に帰属するものと推定する（所基通 12-1）ことから、一応は、各人の持分割合に応じて帰属するものとして取り扱う。
- 配偶者や親名義の土地を、例えば月極め駐車場として、土地の名義者以外の名義で賃貸し、その収益を契約者（土地の名義人以外の者）の所得として申告している。
⇒ 資産から生ずる収益は、その名義者に帰属するものとして推定する（所基通 12-1）ことから、一応は、名義人に帰属するものとして取り扱う。
- 遺産分割中であるとして、未分割不動産から生ずる不動産所得を申告していない。
⇒ 未分割不動産から生ずる不動産所得は、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属し（民法 898）、遺言による相続分の指定があれば、指定相続分により、指定がなければ法定相続分により各共同相続人が申告する。
なお、遺産分割確定日以後の不動産収入については、その遺産分割による相続分により申告する。

三 非課税所得

- 遺族年金を雑所得として申告している。
 - ⇒ 遺族の受ける恩給及び年金で死亡した人の勤務に基づいて支給されるもの並びに各社会保障制度に基づき支給されるものは非課税である(所法9①三口、所基通9-2、国民年金法等の各特別法)。

- 自由業者の受ける出張旅費を非課税としている。
 - ⇒ 非課税とされる出張旅費(通常必要と認められるもの)は、給与所得者の場合に限られる(所法9①四)。

- 外国の宝くじ当せん金を非課税としている。
 - ⇒ 当せん金付証票法13条により非課税とされている「当せん金付証票の当せん金品」は、同法の規定により支払われるものに限られることから、外国の宝くじ当せん金は非課税とはならない。

- 日本人が外国公館に勤務して受ける給与を非課税としている。
 - ⇒ 日本国籍を有する者は、外国政府に勤務してもその給与所得は非課税とされない(所令24)。

- 店舗が壊されたことにより受ける休業補償金を非課税としている。
 - ⇒ 休業期間中の収益の補償として受ける休業補償金は、事業所得等の収入金額とされ、非課税とはならない。また、棚卸資産の損失による損害賠償金も、事業所得等の収入金額とされ、非課税とはならない(所令94①)。

四 所得区分

- 事業用運転資金の預金利子を事業所得の雑収入としている。
 - ⇒ 事業用の預金であっても、利子所得となる(所法23)。

- 事業用車両の売却(下取り)損を事業所得の必要経費としている。
 - ⇒ 原則として、事業用資産のうち、棚卸資産、少額重要資産以外の少額減価償却資産や一括償却資産の譲渡による所得は事業所得、その他の減価償却資産の譲渡による所得は譲渡所得となる(所法27、33②一、所令81)。

- アメリカ法人の日本子会社に勤務する納税者が、アメリカ法人から1株100円で1万株購入できるストックオプションを付与され、1株500円時点で権利行使をしたが、当該権利行使により得た経済利益について、確定申告をしていない。
 - ⇒ 一般的に外国親会社から付与されたストックオプションに係る権利行使については、税制適格ストックオプションに該当しないことから、ストックオプションの権利行使

で得た利益について、課税の繰り延べはなされない（措法 29 の 2、措令 19 の 3）。

一般的にストックオプション*の権利行使で得た利益は、給与所得に該当し、権利行使をした年に申告する（所法 36②、所令 84②、所基通 23～35 共－6）。

$(500 \text{ 円} - 100 \text{ 円}) \times 1 \text{ 万株} = 400 \text{ 万円}$

※ 所得税法施行令第 84 条第 2 項 1 号ないし 3 号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付与されているものに限る。

なお、ストックオプションであっても、例えば、株主総会の決議を経ずに発行されたもので、株式と引換えに払い込むべき金額が有利な金額ではない場合など、所得税法施行令第 84 条第 2 項 1 号ないし 3 号に掲げる権利に該当しない場合には、権利行使時において、収入すべき利益はないこととなる。

- アメリカ法人の日本子会社に勤務する納税者が、アメリカ法人から付与されたストックオプションについて権利行使をした後もアメリカ法人の株を保有し（権利行使時の時価 500 円、1 万株保有）、1 株 750 円時点で当該株を 1 万株売却したが、確定申告をしていない。

⇒ 税制非適格ストックオプションの権利行使により得た株を引き続き保有し、その後売却した場合には株式の譲渡所得で申告する（所法 33、所令 84②、措法 29 の 2、37 の 11、措令 19 の 3）。

$(750 \text{ 円} - 500 \text{ 円}) \times 1 \text{ 万株} = 250 \text{ 万円}$

- 税制適格ストックオプションを適用している日本企業から 1 株 100 円で 1 万株購入できるストックオプションを付与され、1 株 500 円時点で所定の条件のもと権利行使をした後も株を保有し続け、1 株 750 円時点で 1 万株を売却し、 $(750 \text{ 円} - 500 \text{ 円}) \times 1 \text{ 万株} = 250 \text{ 万円}$ を株式の譲渡所得で申告している。

⇒ 税制適格ストックオプション制度を適用し、所定の条件で権利行使した場合は、権利行使時における課税は行わず、譲渡時まで課税を繰り延べるものであることから、 $(750 \text{ 円} - 100 \text{ 円}) \times 1 \text{ 万株} = 650 \text{ 万円}$ を株の譲渡所得として申告する（措法 29 の 2、措令 19 の 3）。

なお、所定の条件とは以下のとおり。

- ① 権利行使は、付与決議の日以後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日までの間に行うこと。
- ② 権利行使価額が年間 1,200 万円を超えないこと。
- ③ 1 株当たりの権利行使価額は、付与契約の締結時の 1 株当たりの価額以上であること。
- ④ 権利を譲渡してはならないとされていること。
- ⑤ 権利行使に係る株式の交付が、付与決議がされた会社法等に定める事項に反しないこと。
- ⑥ 株券の交付を受けずに証券会社等へ保管の委託等を行うこと。

- 互助年金を給与所得としている。

⇒ 公的年金等以外の年金として雑所得となる（所法 35、所令 82 の 2）。

- 受け取った立退料を全て一時所得としている。
 - ⇒ 立退料のうち、①借地権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得となる（所令 79、94①二、95、所基通 33-6、34-1(7)）。

- 暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益を申告していない。
 - ⇒ 暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益については、原則として、雑所得に区分され所得税の確定申告が必要となる。
 なお、事業所得等の各種所得の起因となる行為に付随して生じる場合やその収入によって生計を立てていることが客観的に明らかであるなど、その暗号資産取引が事業として行われていると認められる場合には、暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益の所得区分は事業所得となる。

- 自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を行っている場合の利益について申告していない。
 - ⇒ 自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を行うことによる所得は、原則として雑所得に区分される。
 なお、不動産賃貸業を営んでいる者が、契約期間の満了等による不動産の貸付け終了後、次の賃貸契約が締結されるまでの間、当該不動産を利用して一時的に住宅宿泊事業を行った場合に得る所得は、雑所得とせず、不動産所得に含めても差し支えない。
 また、専ら住宅宿泊事業による所得により生計を立てているなど、その住宅宿泊事業が、所得税法上の事業として行われていることが明らかな場合には、その所得は事業所得に該当する。

五 各種所得金額の計算

1. 配当所得

- 生命保険及び損害保険契約等に基づく剰余金や割戻金を配当所得の収入金額に含めている。
 - ⇒ 生命保険等の契約者配当金や割戻金は、配当所得の収入金額に含めず、生命保険料控除、地震保険料控除を計算する際に、支払った保険料の金額から控除する（所法 24、76①、77①）。

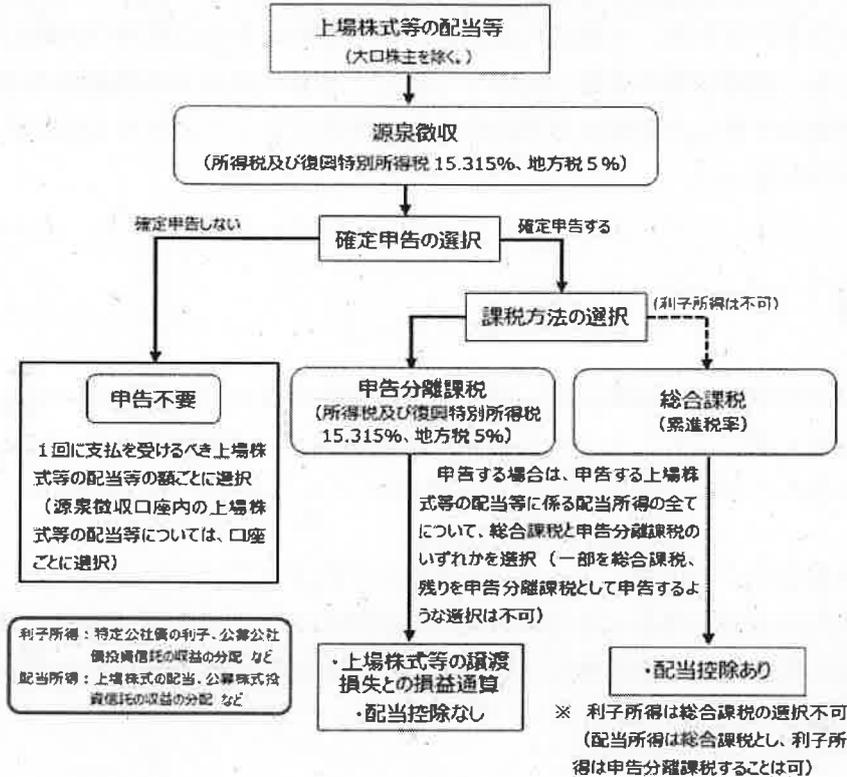
- 上場株式等及び投資法人以外の配当等について、1 銘柄につき配当計算期間に係る配当金額が 10 万円を超えるものを、確定申告不要としている。
 - ⇒ 上場株式等及び投資法人以外の配当等について、確定申告不要制度の対象となる配当等は、1 銘柄につき 1 回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいう（措法 8 の 5 ①一）。

$$10 \text{ 万円} \times \text{配当計算期間の月数 (最高 12 か月)} \div 12$$

※ 配当計算期間とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。

なお、上場株式等の配当等及び投資法人からの金銭の分配の場合（発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が支払を受けるべき配当等を除く。）については、支払を受けるべき配当等の金額にかかわらず、確定申告不要制度の対象となる（措法8の4①一、8の5①二）。

(参考)平成28年以後の上場株式等の配当等の課税関係



(注) 確定申告において上記のいずれかを選択した場合は、その後、修正申告や更正の請求において、その選択を変更することはできません。

- 配当所得の収入金額を源泉徴収後の金額で計算している。
⇒ 配当所得の収入金額は、手取額と源泉徴収税額の合計額である（所法24）。
- 大口株主等（発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式を有する個人）が、受け取った配当等を申告分離課税の対象としている。
⇒ 大口株主等が受け取る配当等は、申告分離課税の対象とならない。
なお、大口株主等が受け取る配当等について、1銘柄につき配当計算期間に係る配当金額が10万円を超える場合は、確定申告不要制度の対象とならない（措法8の4①一、8の5①）。

- 海外の現地法人からの配当所得について、国外において源泉徴収されていることから、確定申告が不要であると考えている。
 - ⇒ 国外の法人からの配当所得には確定申告不要制度の適用はない（措法 8 の 5 ①、措令 4 の 3 ②六）。

- 一般株式等に係る配当金が支払われた場合において、資本剰余金及び利益剰余金が原資となっているにもかかわらず、全額をみなし配当として計算している。
 - ⇒ 資本剰余金を原資とする配当金は、資本の払い戻しであり、譲渡所得の収入金額とみなされるため、当該収入金額を除いた金額がみなし配当の金額となる。
なお、譲渡所得の金額を計算する際は、旧株の従前の取得価格の合計額に、払戻し等割合を乗じた金額を取得価格として計算することとなる（措法 37 の 10③四、措通 37 の 10-3）。

2 不動産所得

- 敷金・保証金等のうち返還を要しない部分の金額を収入に計上していない。
 - ⇒ 返還を要しないこととなる敷金・保証金等は、その返還しないことが確定した年分の収入となる（所法 36①、所基通 36-7）。

- 家賃の金額をめぐる係争に係る供託金を収入に計上していない。
 - ⇒ 契約の存否の係争に係る供託金は判決等のあった日に収入に計上するのであるが、金額の係争に係る供託金は、各年分の収入となる（所法 36①、所基通 36-5(2)ただし書）。

- 共有名義のアパートについて、各人の持分割合で分した後の棟数等で、事業的規模か業務的規模かの判定をしている。
 - ⇒ 事業的規模か業務的規模かの判定は当該不動産全体の貸付けの規模で行う。

- 事業的規模の貸付けを行っていないのに、建物の取壊損失を全額必要経費に算入し、赤字申告をしている。
 - ⇒ 事業的規模でないものの資産損失は、損失を控除する前の所得を限度として必要経費に算入される（所法 51④）。

- 事業的規模の貸付けを行っていないのに、専従者給与（又は控除）及び 55 万円（65 万円）の青色申告特別控除を適用している。
 - ⇒ 専従者給与（又は控除）及び 55 万円（65 万円）の青色申告特別控除額は、事業的規模の貸付けの場合に控除（適用）される（所法 57、措法 25 の 2 ③）。

- 新たにアパート経営を行う者が、当該アパートの取得後、使用開始前の期間に対応する借入金利子を必要経費に算入している。

⇒ 使用開始前の期間に対応する借入金利子は、取得価額に算入される（所法 38、所基通 38-8）。

- 貸地の測量費を不動産所得の必要経費に算入していた。

⇒ 土地の測量費を必要経費にするためには、事業関連性及び必要性があるのかどうか（例えば、貸主との間で貸地の面積についての争いがあるなど）を確認する必要がある。事業関連性又は必要性がなければ、土地の取得費になる（所法 37、38、所基通 38-10(注)）

3 事業、不動産所得共通事項

(1) 総収入金額

- 持続化給付金や小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を、一時所得の収入金額として計上している。

⇒ 新型コロナ特法や所得税法といった法令等の規定により、非課税所得とされるものを除き、事業に関連して支給される助成金（例えば、事業の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給されるもの）については、事業所得に区分される。

- 棚卸資産を知人に低廉譲渡した場合、実質的に贈与したと認められる金額を収入金額に加算していない。

⇒ 棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合には、「通常の販売価格×（おおむね）70%-譲渡価額」が実質的に贈与したと認められる金額として収入金額に加算される（所法 40①二、所基通 40-2、40-3）。

- 自家労賃（自己又は扶養親族等に提供した役務）を自家消費の取扱い（所基通 39-1）と同様に考え、収入金額に加算している。

⇒ 自家消費は、売上原価が一括して差し引かれるため収入計上する必要があるが、自家労賃は収入金額に算入する必要がない。

（注） 大工が自宅を建築する場合などで、材料費、外注費等を一括して必要経費に算入している場合は、自宅に係る材料費、外注費等を収入金額に算入する。

- 税込経理方式を適用している者が還付を受けた消費税等を雑収入に計上していない。

⇒ 消費税等の申告書を提出した日（未収入金に計上した場合は、未収入金に計上した日）の属する年の所得の雑収入に計上する。

- 税抜経理方式を適用している者が仮払消費税等の金額と仮受消費税等の金額の差額と納付する（還付される）消費税等との差額を消費税等の申告書を提出した日の属する年の雑収入（必要経費）に算入している。
 - ⇒ 差額を、その課税期間に対応する年の雑収入（必要経費）に算入する。

（２）家事費等

- 店舗併用住宅の住宅部分等に係る費用を全て必要経費に算入している（固定資産税、水道光熱費、損害保険料、借入金利子、減価償却費等をあん分して計算していない）。
 - ⇒ 家事関連費については、所得の計算上必要経費とならないが、その経費の主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分が明らかにされる場合、その年分の必要経費とすることができる。（所法 45①一、所令 96）。
- 私的な飲食費やゴルフのプレー代を必要経費に算入している。
 - ⇒ 接待交際費は、事業に関連し、かつ、その支出が専ら事業の遂行上必要なものに限られ、目的、相手方、金額等からみて、家事費と認められる場合には必要経費に算入されない（所法 37①、45①一）。
- 所得補償保険の保険料を、事業所得の必要経費に算入している。
 - ⇒ 事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は、必要経費にならない（所法 37①、所基通 9-22（注））。
なお、当該保険金を受け取った場合には、非課税とされる（所法 9①十七、所令 30一、所基通 9-22）。
- 青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず必要経費に算入している。
 - ⇒ 他に使用人がおり、その使用人と同一基準でなされている場合に限って必要経費に算入することができる。
- 外国の所得税について、必要経費に算入することはできないと考えている。
 - ⇒ 外国所得税額がある場合には、その年中に確定した全ての外国所得税の額について、外国税額控除か必要経費に算入するかを選択することになる（所法 46、基通 46-1）。

（３）損害保険料

- 農協の建物共済、長期総合保険など積立部分のある損害保険料を全額必要経費に算入している。
 - ⇒ 業務用に係る部分の保険料の金額のうち、積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所法 37①、所基通 36・37 共-18 の 2）。

(4) 減価償却費

- 定率法の届出をしないで定率法により計算している。
⇒ 届出がなければ減価償却資産の償却費については、法定償却方法で計算することとなる（所法 49、所令 120①、120 の 2 ①、123、125）。

(参考)

区分	取得時期	法定の償却方法	選択できる償却方法
建物	H10.3.31まで	旧定額法	旧定率法
	H10.4.1～H19.3.31		なし
	H19.4.1～	定額法	
建物附属設備 構築物	H19.3.31まで	旧定額法	旧定率法
	H19.4.1～H24.3.31	定額法	定率法（250%）
	H24.4.1～H28.3.31	定額法	定率法（200%）
	H28.4.1～	定額法	なし
船舶、車両・運搬 具、工具、器具・ 備品、機械・装置	H19.3.31まで	旧定額法	旧定率法
	H19.4.1～H24.3.31	定額法	定率法（250%）
	H24.4.1～	定額法	定率法（200%）

- 店舗併用住宅の場合、未償却残高を計算する際、「取得価額－必要経費算入額」としている。
⇒ 「取得価額－自宅部分も含めたその年分までの減価償却費の累計額」となる。
- 建物の附属設備を建物本体と一括して建物の耐用年数を適用している。
⇒ 建物の附属設備を建物本体と区分せずに建物の耐用年数を適用できるのは、木造、合成樹脂造又は木骨モルタル造の建物の附属設備に限られる（耐通 2－2－1）。
- 1 個の取得価額が 10 万円未満のデジタルカメラを減価償却資産として計上して償却している。
⇒ 1 個又は 1 組の取得価額が 10 万円未満である減価償却資産については、取得価額に相当する金額を、その業務の用に供した年分の必要経費に算入する（所令 138）。
（注） 資産の取得であるため、繰延資産（開業費）にも該当しない（所令 7 ①）。
- 被相続人が定率法により償却していた減価償却資産を相続（限定承認に係るものを除く。）により取得した相続人が、引き続き定率法により減価償却費の計算を行っている。
⇒ 相続人は、減価償却資産について、取得価額、帳簿価額、耐用年数は引き継ぐが（所法 60①、所令 126②）、償却方法を引き継ぐ規定はないため、改めて、償却の方法を選択した届出を提出する必要がある（所令 123①、②）。
- 減価償却資産（車両）について定率法の届出を行っていた父親の事業を承継（相続によるものではない）した子（減価償却資産に係る届出はない）が、父親が所有する当該資産を事業の用に供した場合において、当該資産の減価償却費を定額法により算定して

いる。

⇒ 子の必要経費に算入することとなる金額は、父が必要経費に算入されるべき金額であることから、父が所有する子の事業の用に供する資産については、父が提出した定率法の届出に基づき算定した減価償却費を子の必要経費に算入する（所法 56）。

○ 令和 2 年中に購入した取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の器具備品等について、一括償却資産として申告したが、令和 3 年中に、その一部を除却したので、一括償却資産について再計算して申告している。

⇒ 一括償却資産とした年以降に、その全部又は一部を滅失、除却等をして除却損等を計上することはできず、業務の用に供した日以後 3 年間にわたって、その取得価額の 3 分の 1 に相当する金額を必要経費に算入することとなる（所令 139 ①、所基通 49-40 の 2）。

（参考）一括償却資産の取扱い（所令 139①、所基通 49-40 の 2、49-40 の 3、国税庁質疑応答事例）

区分		取扱い
譲渡、除却、滅失等		原則どおり、3 年間で必要経費算入
法人成		残額を法人成の年分で必要経費算入
相続	原則	残額を被相続人の死亡した年分の必要経費算入
	事業承継者がある場合	死亡した年分…被相続人の必要経費算入 翌年分以降…事業承継者の必要経費算入

○ 令和 3 年中に新たに取得した建物附属設備の減価償却費について、定率法で計算している。

⇒ 平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止された（所令 120 の 2 ①）。

○ 租税特別措置法 10 条の 3 「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却等」において、医療用器具を対象として特別償却等を適用している。

⇒ この規定では、医療用器具は対象外となっています。（措法 10 の 3 ①一、措規 5 の 8）

（5）事業専従者控除（青色事業専従者給与）

○ 白色申告者が、6 か月を超える期間、事業に専ら従事している親族の従事期間が、6 か月以下であるのに事業専従者控除の適用を受けている。

⇒ 事業専従者控除の要件として、「その年を通じて 6 月を超える期間、事業に専ら従事していること」が必要である（所令 165①）。

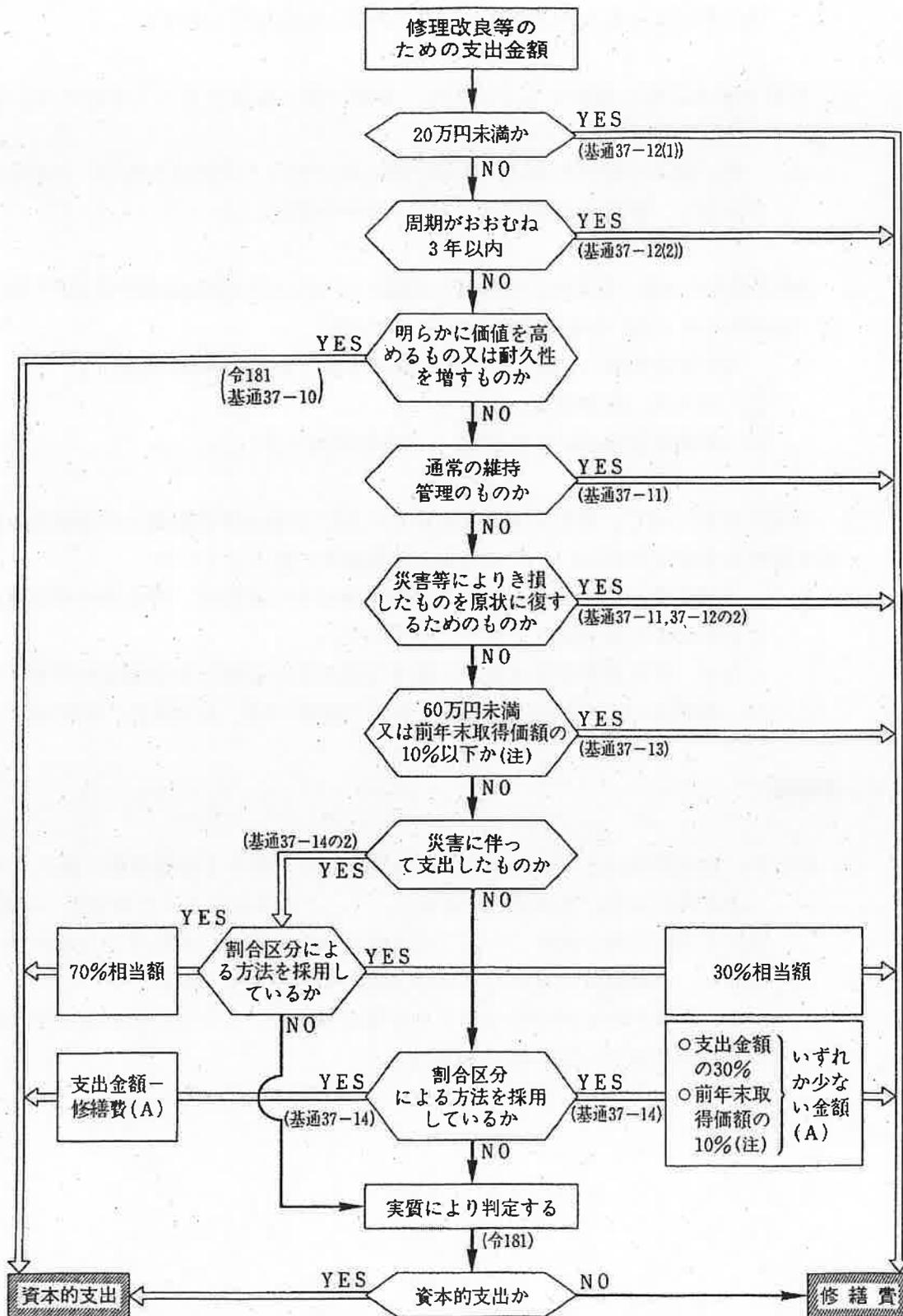
なお、青色申告者の場合には、従事できる期間の2分の1を超える期間専ら従事すれば足りるものとされている（所令165①ただし書き）。

- 事業専従者が他に職業を有しており、事業に専ら従事することができない状況にあるのに、専従者控除をしている。
 - ⇒ 他に職業を有する者は、事業に専ら従事することが妨げられないと認められる場合を除き、事業専従者となれない（所令165②二）。
- 事業所得等の金額（事業専従者控除前の金額）が100万円未満の白色申告者が一律1人50万円（配偶者は86万円）の事業専従者控除をしている。
 - ⇒ 専従者控除額は、次のいずれか低い金額である（所法57③）。
 - ① 50万円（配偶者は86万円）
 - ② 専従者控除前の所得金額 ÷（専従者数+1）
- 事業専従者に対し、青色事業専従者給与に関する届出書に記載した金額より高額な青色事業専従者給与を支払い、その全額を必要経費に算入している。
 - ⇒ 必要経費に算入できる青色事業専従者給与の金額は、青色事業専従者給与に関する届出書の額が限度である（所法57①）。
 - なお、青色事業専従者給与に関する届出書に記載した金額等を変更する場合には、遅滞なく変更の届出が必要である（所法57②、令164②、所規36の4②）。

（6）修繕費

- 明らかに資本的支出とされるのに、修繕費として一括して必要経費に算入している。
 - ⇒ 修繕費の名目で支出された金額のうち、その支出により当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額は資本的支出となり、必要経費に算入できない（所法37①、所令181）。
 - また、資本的支出であるかどうか明らかでないものは、形式基準を参考に区分する（所基通37-10～37-15の2）。

(参考)



(注) 「前年末取得価額」とは、原則として前年12月31日に有する固定資産の最初の取得価額に既往のその固定資産につき支出された資本的支出額を加算したものです。

(7) 繰延資産の償却

- 公共的施設の負担金等の繰延資産となる費用を分割して支払っているのに、総額を繰延資産として償却している。
 - ⇒ 3年超にわたって分割して支払う令第7条第1項第3号に掲げる公共的施設の負担金等の繰延資産は、たとえ総額が確定しているときであっても総額について償却することはできない。ただし、その分割して支払う期間が短期間（おおむね3年以内）である場合には、この限りではない（所法50、所基通50-5）。
- 公共的施設の負担金等の繰延資産について支出した費用を全額必要経費に算入している。
 - ⇒ 公共的施設等の負担金等の繰延資産は、その支出の及び期間を基礎として計算した金額を必要経費に算入する（所法50①、所令137①二、所基通50-3）。
- 事業資金を借り入れる際に信用保証協会に支払った保証料を全額一時に必要経費に算入している。
 - ⇒ 前払費用として期間に応じて必要経費に算入する（所法37①）、又は、繰延資産として経理し、保証期間にわたって必要経費に算入する（所法50①、所令7、137①）。

(8) 借入金利子

- 事業所得を有する者が借入金によりアパートを取得した場合にアパートの賃貸業を開始する前に係る借入金の利子を不動産所得の必要経費に算入している。
 - ⇒ 従来業務と所得区分の異なる業務を開始した場合には、当該業務の用に供する資産の取得に係る借入金利子のうち業務を開始するまでの期間に対応する借入金利子は当該資産の取得価額に算入することとなる（所法37①、38、所基通37-27(注)、38-8）。

(9) 貸倒損失

- 現金主義を選択していながら、貸倒損失を計上している。
 - ⇒ 未収分は収入に計上していないので、貸倒損失は計上できない。

(10) 資産損失

- 居住用建物を取り壊して、業務用建物に建て替えた場合の、居住用建物の取壊しによる損失及び取壊し費用を必要経費に算入している。
 - ⇒ 非業務用資産の資産損失及び取壊し費用は、自己の財産の任意の処分と解され、必要経費に算入することはできない（所法45①）。
 - また、新しく建てられる業務用建物の取得価額にも算入できない。

(11) 青色申告承認申請

- 従前から不動産貸付業を営んでいる者が、本年の7月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合に、その開始した日から2か月以内に青色申告承認申請書を提出したとして、本年分から青色申告が認められるとした。
 - ⇒ 「新たに業務を開始した場合」とは、青色申告の承認を受けることができる業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開始した場合をいうのであって、既に青色承認申請を行うことのできる不動産所得等を生ずべき業務を行っている場合は含まれない（所法143、144）。

(12) 青色申告特別控除

- 青色申告特別控除前の営業等所得が70万円、農業所得が△（赤字）30万円である場合において、営業等所得から青色申告特別控除額55万円（65万円）を控除している。
 - ⇒ 営業等所得及び農業所得はいずれも事業所得であることから、これらの所得に黒字と赤字がある場合には、相殺後の金額（事例の場合は40万円）を上限に控除することとなる（措法25の2③）。

(13) 家内労働者等の特例

- 事業所得を有する者は、いかなる場合も家内労働者等の特例の適用できないと考えている。
 - ⇒ 例えば、不特定多数の者に対して役務の提供を行う事業を営む傍ら、シルバー人材センターからの収入を得ている場合において、不特定多数の者に対して役務の提供を行っているものの、シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務としている者であることから、家内労働者等の特例の適用がある。
 - なお、事業所得及び雑所得の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が55万円以上となる場合においては、家内労働者等の特例の適用はできない（措法27）。
 - おって、他に給与所得を有する場合には、55万円から給与所得控除相当額を控除した金額を限度とする（措令18の2①）。
- シルバー人材センターからの収入の他に生命保険契約に基づく年金収入（個人年金）がある場合に、生命保険契約に基づく年金の必要経費を考慮せず、家内労働者等の特例の適用がある収入から55万円を控除している。
 - ⇒ 家内労働者等の特例により必要経費に算入できる金額は、55万円と雑所得の総収入金額（シルバー人材センターからの収入及び生命保険契約に基づく年金収入の合計額）のいずれか少ない方の金額が限度となる（措法27、措令18の2①）。
 - また、例えば、生命保険契約に基づく年金の必要経費が10万円であるという場合には、シルバー人材センターの収入に係る雑所得の計算上、必要経費に算入される金額は、55万円－10万円＝45万円となる。

4 給与所得

- 給与所得者が受ける引抜料や支度金（契約金）を給与所得としている。
 - ⇒ 役務の提供の対価が給与等とされる者がその役務の提供契約を締結するに際して支払を受ける契約金は、雑所得とされる（所法 35①、所基通 35-1 (10)）。
なお、当該契約金は、源泉徴収の対象とされ、所法 2 条 1 項 24 号の臨時所得に該当する場合があることに留意する（所法 204①七、所基通 204-29）。
- 役員又は従業員が使用者から支払いを受けるいわゆる渡切交際費（精算不要の交際費）を給与所得の収入に含めていない。
 - ⇒ 使用者から支給された交際費で、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかでないものは、給与所得の収入とされる（所法 28①、所基通 28-4）。
- 特定支出控除の添付書類として、「特定支出に係るその支出の事実及びその額を証する書類（領収証等）」のみ添付し、確定申告書を提出した。
 - ⇒ 特定支出控除は、確定申告書、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」という。）にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額の記載をするとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書の添付がある場合に限り適用することができる（所法 57 の 2 ③）
また、この特定支出控除の適用を受ける旨を記載した申告書等を提出する場合には、特定支出控除に係るその支出の事実及びその額を証する書類を申告書等に添付するか又はその提出の際に提示しなければならないこととされている（所法 57 の 2 ④）。

5 所得金額調整控除

- いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する 20 歳の子がいる場合、所得金額調整控除（子ども等）の適用は、夫婦のいずれかで受けることになると考えている。
 - ⇒ 同じ世帯に所得者が 2 人以上いる場合、これらの者の所得金額調査調整控除（子ども等）の適用については、扶養控除と異なり、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされないことから、いずれも扶養親族を有することとなるため、夫婦の双方で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができる（措法 41 の 3 の 3）。
- いわゆる共働きの世帯で、別居の老親（特別障害者）に対して夫が送金している場合、夫と生計を一にする妻は、所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けられないと考えている。
 - ⇒ 同じ世帯に所得者が 2 人以上いる場合、これらの者の所得金額調査調整控除（子ども等）の適用については、（国外居住親族に係る）扶養控除とは異なり、送金関係書類の添付等が不要であることから、いずれも扶養親族を有することとなるため、

夫婦の双方で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができる（措法 41 の 3 の 3）。

- 所得金額調整控除（子ども等）の適用がないことから、年末調整誤りと考えている。
 - ⇒ 年末調整において、所得金額調整控除（子ども等）は、所得金額調整控除申告書の提出があった場合に控除されることから、一概に誤りとは言えない（措法 41 の 3 の 4）。
- なお、所得金額調整控除（年金等）は、年末調整においては控除されない。

6 退職所得

- 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得としている。
 - ⇒ 退職所得の収入時期は、原則としてその支給の基因となった退職日による。
 - ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その決議のあった日とされる（所法 36①、所基通 36-10）。
- 同一年に 2 か所以上から退職金の支給を受けている場合、それぞれの勤務年数を基に退職所得控除の計算をしている。
 - ⇒ それぞれの退職金の支給の基礎となった勤続期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算する。ただし、最も長い期間以外の勤続期間のうち、その最も長い期間と重複していない期間がある場合には、その重複していない部分の期間が加算される（所令 69①三）。

7 山林所得

- 山林の林地の譲渡による所得を山林所得としている。
 - ⇒ 林地の譲渡は、土地の譲渡であり譲渡所得（分離課税）とされる（所法 32①、措法 31、32、所基通 32-2）。
 - （注） 果樹園に栽培されている果樹は、山林とはいえないので、果樹園に栽培されている果樹の譲渡は、譲渡所得（総合課税）とされる。

8 譲渡所得

- 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得を譲渡所得としている。
 - ⇒ 棚卸資産、準棚卸資産その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得とされる（所法 33②、所令 81）。
- 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の所得金額が「譲渡所得」である場合に金融商品取引業者に支払った管理費を控除している。
 - ⇒ 株式等の譲渡による所得が譲渡所得である場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、その株式等の譲渡による総収入金額からその所得の基因となった株式等の取得

費及びその株式等の譲渡に要した費用の額の合計額を控除することとされている（措法 37 の 10⑥三、所法 33③）が、管理費はこの譲渡に要した費用に当たらない。

9 一時所得

- 生命保険の満期保険金を受け取った人が保険料負担者でない場合でも、その保険金を一時所得として申告している。

⇒ この場合の満期保険金は、保険料負担者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象になり、所得税は非課税となる（相法 5、所法 9①十六）。

なお、共済に係る契約（例えば、建物更生共済）の満期金等は、贈与税の課税対象とならない（相令 1 の 4、1 の 5）ことから、所得税の課税対象となるに留意する。

（参考）

保 険 契 約 等 関 係 者			保 険 事 故 等 区 分		
保 険 料 負 担 者	被 保 険 者	保 険 金 等 受 取 人	障 害	死 亡	満 期
A	A	A	非課税	—	一時所得
A	A	B	非課税（親族） 一時所得	相続税	贈与税
A	B	A	同上	一時所得	一時所得
A	B	C	同上	贈与税	贈与税
A 1/2 C 1/2	A	B	同上	相続税 贈与税	贈与税

- 借家人が受ける立退料のうち、休業補償部分について一時所得として申告している。

⇒ 借家人が受ける立退料は、①借家権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得とされる（所令 94①二、95、所基通 33-6、34-1(7)）。

- 店舗に係る損害保険の満期保険金を事業所得の収入金額としている。

⇒ 損害保険契約に基づき受け取る満期保険金は、被保険物が事業用資産であっても一時所得とされる（所法 34①、所令 184②、所基通 34-1(4)）。

- 複数の受取保険金がある場合に、保険契約ごとに一時所得を計算している。

⇒ 収入である受取保険金の合計額からそれらに係る支払保険料の合計額を控除し、更に特別控除額を控除して計算することとなる（所法 34②）。

- 年に数回購入する競馬の馬券の払戻金について、雑所得により申告している。

⇒ 競馬の馬券の払戻金については、原則として一時所得となる。

ただし、馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき、又は予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って、偶然性の影響を減殺するために、年間を

通じてほぼ全てのレースで馬券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の馬券を購入し続けることにより、年間を通じての収支で多額の利益を上げ、これらの事実により、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体として 100%を超えるように馬券を購入し続けてきたことが客観的に明らかな場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する（所基通 34-1（2））。

- ふるさと納税により地方公共団体から受け取った返礼品を申告していない。
 - ⇒ ふるさと納税の返礼品は法人からの贈与とみなされ、返礼品の時価相当額を一時所得の総収入金額に算入する（所法 34、所基通 34-1(5)）。
 - なお、ふるさと納税をした金額自体は、収入（返戻品）を得るために支出した金額に該当しない。

10 雑所得

- 還付加算金を受け取った場合、これを雑所得として申告していない。
 - ⇒ 還付加算金は、還付される税金に対して付加される一種の利子であり、雑所得とされる（所基通 35-1（4））。
- 過去に遡及して国民年金の支払を受けた場合、その全てについて支払を受けた年分の収入にしている。
 - ⇒ 年金については、その支給の基礎となった法令に定められた支給日が収入すべき時期とされているため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給されても、年分ごとに区分して収入金額を計算する（所基通 36-14(1)）。
- 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字を公的年金等の所得から差し引いていない。
 - ⇒ 雑所得の金額は、次の算式により計算され、Bの赤字はAより差し引かれる（法 35②）。
 - 雑所得 = A + B
 - A = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額
 - B = 公的年金等以外の総収入金額 - 必要経費
- 公的年金等控除額を計算する際、65歳未満であるかどうかを公的年金等の支給日により判定している。
 - ⇒ 年齢が 65歳未満であるかどうかの判定は、その年の 12月 31日現在（年の中途で死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の年齢による（措法 41 の 15 の 3④）。
- 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者の公的年金等控除額を計算する際、所得金額調整控除（年金等）を適用して「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計

所得金額」を計算している。

⇒ 「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」は、公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額とされていることから、所得金額調整控除（年金等）の適用はない（所法 35④）。

したがって、所得金額調整控除（年金等）の適用はないこととして「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」を計算することとなる。

なお、所得金額調整控除（子ども等）の適用がある場合における「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」は、所得金額調整控除（子ども等）を適用して計算することとなる。

六 損益通算等

1 損益通算

○ 主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の赤字を他の所得から差し引いている。

⇒ 主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有する不動産は、「生活に通常必要でない資産」に該当し、その損失は原則として損益通算の対象とはならない（所法 62、69②、所令 178、200）。

○ 事業的規模の不動産所得が損失の場合に、その損失のうち土地等の取得に要した借入金の利子から生じた損失の部分を損益通算の対象としている。

⇒ 事業として不動産の貸付けを営む場合でも、不動産所得に係る損益通算の特例（措法 41 の 4）の適用がある。

○ 国外中古建物（個人において使用され、又は、法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得してこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する際の耐用年数を簡便法又は見積法により算定しているもの）から生ずる不動産所得の損失を他の所得から差し引いている。

⇒ 国外不動産所得の損失の金額に相当する金額のうち、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなし、国内の不動産所得や他の所得からは差し引くことができない（措法 41 の 4 の 3①、②）。

○ 土地等の取得に要した借入金の額を算定するに当たって、土地と建物を一括して購入した場合の建物の価額は、消費税等の額から合理的に算定ができるのにもかかわらず、合理的とは認められない、他の方法により建物の価額を算定している。

⇒ 通常の場合（消費税等の額 ÷ 5%、8%又は 10% + 消費税等の額）を建物の価額とするのが合理的と考えられる。

例：建物と土地の合計額 3,200 万円（うち消費税等の額 200 万円、税率 10%）

200万 ÷ 10% + 200万 = 2,200万 : 建物の価額

- 土地と建物を借入金で一括購入している場合、土地に対応する借入金のみを返済したとしている。

⇒ 借入金を土地分と建物分とに区分することができない場合は、次の算式による(措基通41の4-3)。

$$\begin{array}{l} \text{その年分の土地等を} \\ \text{取得するために要し} \\ \text{た負債の利子の額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{その年分の建物と土} \\ \text{地等を取得するた} \\ \text{めに要した負債の利子} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{土地等を取得するために} \\ \text{要した負債の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{建物と土地等を取得する} \\ \text{ために要した負債の額} \end{array}}$$

2 純損失の繰越控除

- 純損失が生じた年において期限内申告をしていなければ、純損失の繰越控除の適用を受けられないと考えている。

⇒ 期限後申告であっても、純損失の繰越控除の適用を受けることができる(所法70④)。

一方、青色申告者に係る純損失の繰戻し控除は、期限内にその年分の青色申告書とともに「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を提出しなければならない(所法140①、142)

- 純損失(変動所得、被災事業用資産に係るものを除く。)の繰越控除は、純損失が生じた翌年以後も青色申告書を提出している者に限り認められるものと考えている。

⇒ 上記の純損失の繰越控除の場合、純損失が生じた年において①青色申告をし、②その後連続して確定申告(青・白問わず、期限後申告を含む。)をすることがその適用要件である。したがって、純損失が生じた年に青色申告者が法人成りをし、その翌年以降白色申告者(給与所得者等)となった場合であっても、純損失の繰越控除は適用される(所法70④)。

- 白色申告者で、事業所得が赤字となり、損益通算しても控除しきれない金額がある場合において、その損失額のうち、新型コロナウイルス感染症に関連した損失額について、翌年以降に繰り越すことができないと考えている。

⇒ 新型コロナウイルス感染症に関連した損失のうち、①飲食業者等の食材(棚卸資産)の廃棄損、②感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損、③施設や備品などを消毒するために支出した費用、④感染発生の防止のため配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用、⑤イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損がある場合には、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越すことができる(所法70②)。

七 所得控除

1 雑損控除

- 被害を受けた資産の損失額を原状回復費用から控除せず、全額災害関連費用として5万円超の部分雑損控除している。
 - ⇒ 原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが災害関連費用となる(所令206①二ロ)。
- 被害を受けた資産の時価を算定する際、新品としての再取得価額を計上している。
 - ⇒ 新品としての再取得価額により時価を算定する場合には、当該価額から減価相当分を控除しなければならない。例えば、非業務用資産の耐用年数(業務用の耐用年数×1.5)により償却費相当額を控除することが必要である。
- 妻の所得が48万円を超えているのに、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めている。
 - ⇒ 妻の所得が48万円を超えている場合の妻の損失は、妻が雑損控除の適用を受けることになる(所法72①、所令205①)。
- 貴金属等を雑損控除の対象に含めている。
 - ⇒ 生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれる(所法72①)。
(注)「生活に通常必要でない資産」とは、次の資産をいう(所令178①)。
 - ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
 - ② 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産
 - ③ 生活の用に供する動産で次のもの
- 詐欺商法による損害額を、雑損控除の対象としている。
 - ⇒ 雑損控除の対象とされるのは、災害、盗難、横領に限られ、自分の意思の介入するものは対象外とされる(所法72①)。

2 医療費控除

- 生計を一にしていない親の入院費を子が支払った場合、その入院費を子の医療費控除の対象に含めている。
 - ⇒ 医療費控除は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られる(所法73①)。
- 栄養剤、健康食品、ミルク代、謝金、見舞のお返しなどを医療費控除の対象に含めている。
 - ⇒ 医療費控除の対象となる「医療費」の範囲については、所令207条にその範囲が限定的に規定されているところ、所基通73-3以下において、医療費の範囲を指名

しているものである。

法令、通達に示されていない支出を医療費としないことに留意する（所法 73②、所令 207、所基通 73-3 以下）。

○ 難聴のために購入した補聴器の費用を医療費控除の対象としている。

⇒ 義手、義足、松葉づえ、補聴器等の購入のための費用が医療費控除の対象となるのは、医師等の診療等を受けるために直接必要な場合に限られるので、医師等の診療等に関係なく補聴器を購入した場合には、医療費控除の対象とならない（所基通 73-3）。

なお、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書」により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限る。）は、医療費控除の対象になる。

○ アトピー性皮膚炎に効果があると勧められたとして、医師の診断書を持参してきたことから、防ダニ寝具の購入費用を医療費控除の対象とした。

⇒ 医師等による診療又は治療を受けるため直接必要な医療用器具等の購入費用で通常必要なものについては、医療費控除の対象となる医療費の範囲に含まれる（基通 73-3）とされているが、ここにいう医療用器具等とは、それ自体が医療用器具等である場合に限られると解されていることから、「防ダニ寝具」はそれ自体が医療用器具等に当たらず、その購入費用は医療費控除の対象とならない。

○ 眼科医で受けた視力回復レーザー手術（レーシック手術）の費用の支払について、医療費控除の対象としていない。

⇒ 当該手術は、眼の機能それ自体を医学的な方法で正常な状態に回復させるものであり、それに係る費用は、医師の診療又は治療の対価と認められることから、医療費控除の対象となる。

○ 特定健康診査のための費用を医療費控除の対象としている。

⇒ 特定健康診査のための費用（自己負担額）は医療費に該当しないが、その特定健康診査の結果が所規 40 の 3 ①二に掲げる状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、医療費控除の対象となる。

○ 母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査（注）に係る費用を医療費控除の対象としている。

⇒ 当該検査によって判定可能な 3 つの染色体異常は、当該検査により診断を行っても、当該染色体異常に起因する疾患の治療にはつながらないことから、当該検査を治療に先立って行われる診察と同様に解することはできず、医療費控除の対象とはならない。

（注）新しい出生前遺伝学的検査とは、妊婦から採血することにより行われ、母体血漿

中に存在する胎児由来のDNA及び母体由来のDNAに含まれる遺伝情報を解析することにより、各染色体に由来するDNA断片の量の差異を求め、それらの比較から胎児の染色体数的異常の診断に結び付けるものをいう。

- 介護福祉士等による喀痰吸引について、いわゆる福祉系の居宅サービス等を利用（当該居宅サービス等は、医療系の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用するものではない。）し、当該居宅サービス等において、介護福祉士等により実施される喀痰吸引の対価は、医療費控除の対象にしていない。

⇒ 医療系の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用しない福祉系の居宅サービス等については、医療費控除の対象とはならないが、介護福祉士等による喀痰吸引については、医療系の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用しない福祉系の居宅サービス等において実施されたとしても、医療費控除の対象となる。

なお、医療費控除の対象となる金額は、居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1とする。

- 会社の健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」を確定申告書に添付するのみでは、医療費控除を受けられないと指導した。

⇒ 平成29年度税制改正により、医療費控除を受けるため医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知を確定申告書の提出の際に添付しなければならないと改正されたことから、「医療費のお知らせ」の添付のみで医療費控除の適用を受けることができる（所法120④、所規47の2⑧⑨）。

なお、「医療費のお知らせ」などの医療費通知には、①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院、療養所、薬局等の名称、⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称が記載されている必要がある。

また、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収証の添付又は提示により、医療費控除の適用を受けることもできた。

- 数年分の医療費を同じ年分で医療費控除の申告をしている。

⇒ 医療費控除の対象となる医療費は、各年においてその年中に支払った当該医療費の金額であるから、支払日により区分する。

なお、過年分は医療費控除以外で既に申告している場合もあることに留意する必要がある。

- 出産育児一時金、高額療養費などの健康保険等により補てんされる金額があるのに支払った医療費から控除していない。

⇒ 申告段階で未収のものであっても、見積りによる補てん金の額を支払った医療費から控除する（所法73①、所基通73-10）。なお、出産手当金、傷病手当金などの附加金は補てん金に該当しないので控除する必要はない。

（注） 地方自治体から「お祝金」として支給されるもののなかにも、国民健康保険法に基づく給付補てん金に該当するものがあることに留意する。

- 不妊治療に係る地方自治体からの助成金の受領があるのに控除していない。
⇒ 医療費の補填金として控除する。
- 支払った医療費の額を上回る補てん金の額を他の医療費から差し引いている。
⇒ 補てんの対象となる医療費ごとに補てん金の差引き計算を行う。
- 新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがあるとして、自己の判断で行ったPCR検査に係る費用を医療費控除の対象としている。
⇒ 自己の判断で行うPCR検査の検査費用は医療費控除の対象にならない。
ただし、PCR検査の結果、陽性であることが判明し、引き続き治療を行うこととなった場合には医療費控除の対象となる。
- オンライン診療に係る諸費用の全額を医療費控除の対象としている。
⇒ オンライン診療のうち、診察料、システム利用料、処方された医薬品の購入費用は、医療費控除の対象になるが、処方された医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しないため、医療費控除の対象にならない。
- セルフメディケーション税制の適用を受けていながら、従来医療費控除を併せて受けている。
⇒ セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来医療費控除との選択適用となる（所法73、措法41の17）。
- 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、子が受けたインフルエンザの予防接種の領収証を添付して、セルフメディケーション税制の適用を受けている。
⇒ セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、申告する納税者本人がその適用を受けようとする年分において健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている必要があるため、納税者本人が一定の取組を行っていないければ、たとえ生計を一にする配偶者その他の親族が一定の取組を行っていたとしても、セルフメディケーション税制の適用を受けることはできない（措法41の17、措令26の27の2）。
なお、申告する納税者本人が一定の取組を行っていれば足り、生計を一にする親族全員が一定の取組を行う必要はない。
おって、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示は不要となった。
- スイッチOTC医薬品（特定一般用医薬品等）は、セルフメディケーション税制にのみ該当するとして、従来医療費控除の対象としていない。
⇒ 購入したスイッチOTC医薬品の代金を、従来医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするかは、対象者自身で選択することになる。
ただし、従来医療費控除を選択する場合は、治療や療養に必要なものであって、

かつ、その病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものである必要がある（所法 73①、所令 207、所基通 73-5）。

○ 新型コロナウイルスのワクチン予防接種を健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、セルフメディケーション税制の適用を受けている。

⇒ セルフメディケーション税制の対象となる一定の取組は、健康診査、予防接種、健康診断、特定保健指導、がん検診に限られている。

健康診査、予防接種、健康診断、特定保健指導、がん検診のうち、予防接種については、予防接種法第 5 条第 1 項に掲げる定期接種又はインフルエンザの予防接種に限られているところ、新型コロナウイルスのワクチン接種は、予防接種法第 6 条（臨時に行う予防接種）第 1 項の規定による予防接種とみなされている。

したがって、新型コロナウイルスのワクチン接種は、セルフメディケーション税制の適用を受けるための「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」に該当しない（措法 41 の 17、措令 26 の 27 の 2、平成 28 年厚生労働省告示第 181 号、予防接種法 5、6、附則 7）。

(参考)

医療費の範囲 (法73②、令207、規40の3)		医療費控除の対象となる医療費	対象とならないものの例	
右に掲げる右の提供の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額 に掲げる対価のうち、その病状、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に	医師又は歯科医師による診療又は治療の対価	診療、治療の対価	医師等に支払う謝礼金、健康診断の費用、美容整形の費用(基通73-4)	
		身体障害者福祉法等の規定により都道府県知事等に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの(基通73-3(3))		
		医師等による診療等を受けるために直接必要な右に掲げる費用で、通常必要なもの	入院入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用(基通73-3(1))	自己の都合で希望する特別室の差額ベッド料金
			医療用器具等の購入、貸借又は使用のための費用(基通73-3(1))	通常のメガネの購入費、高齢者の使用する補聴器の購入費
			自己の日常最低限の用を足すために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入のための費用(基通73-3(2))	
		治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品(基通73-5)	疾病予防、健康増進に供されるもの、食事療法の食費
		施術者、柔道整復師による施術の対価	施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定する施術者)、柔道整復師による施術の対価	医師やマッサージ指圧師等の資格のないカイロプラクティカーに対する費用
		病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価	医師等による診療等を受けるために直接必要な右に掲げる費用で、通常必要なもの	通院のための自家用車のガソリン代、駐車料金、分娩のため実家へ帰る交通費
		療養上の世話の対価	通院費(基通73-3(1))	
			医師等の送迎費(基通73-3(1))	
助産師による分娩の介助料	保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価	分娩後に雇う家政婦に支払う費用、親族に支払う看護料		
	保健師等以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したものから受ける療養上の世話の対価(基通73-6)			
介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	助産師による分娩介助料			
	妊婦、じょく婦の保健指導料、新生児の保健指導料(基通73-7)			
	介護福祉士等による一定の喀痰吸引及び経管栄養			

3 社会保険料控除

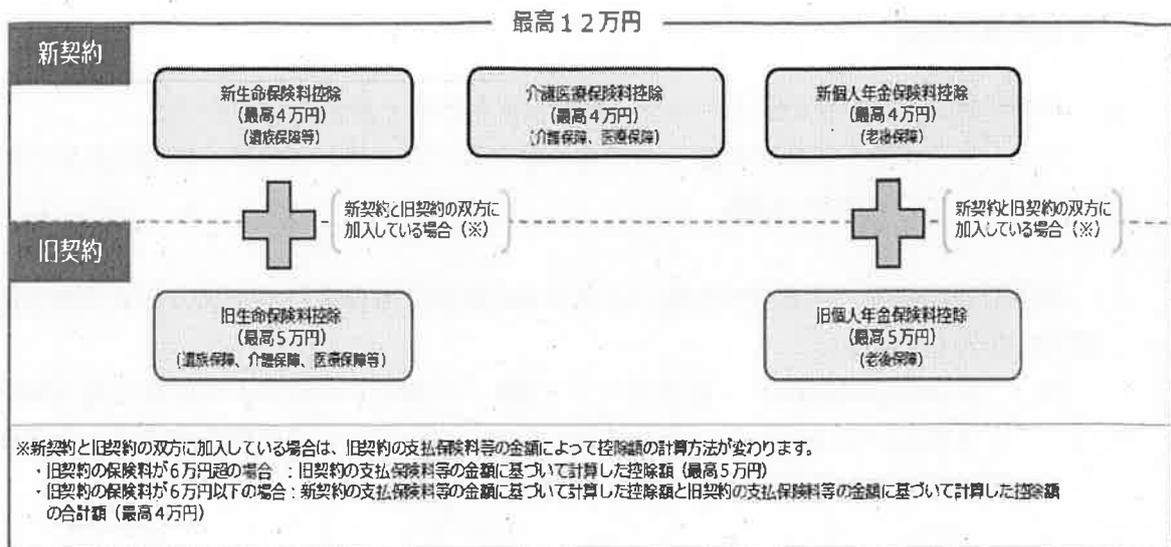
- 医師年金又は歯科医師年金の掛金を社会保険料控除の対象に含めている。
 - ⇒ 社会保険料控除の対象となるものは法令で限定されており、医師年金等は対象とされない(所法 74②)。
- 控除対象配偶者である妻の年金から差し引かれた介護保険料等を夫の社会保険料控除に含めて申告している。
 - ⇒ 社会保険料控除は、「居住者が、・・・支払った場合又は給与から控除される場合・・・」とされていることから、妻の年金から差し引かれた介護保険料等を夫の社会保険料控除の対象とすることはできない(所法 74①)。
- 令和2年分ないし令和3年分の国民年金保険料について、令和2年中に2年前納制度により納付するとともに、令和2年分の社会保険料控除については、分割方式(各年分の保険料に相当する額を各年分に控除する方法)を選択しているにもかかわらず、令和3年分の国民年金保険料を社会保険料控除に含めていない。
 - ⇒ 2年前納制度により納付した国民年金保険料については、一括方式(国民年金保険料を納付した年分に控除する方法)又は分割方式のいずれかの方法を選択することができる。
 - なお、後の更正の請求で選択替えを行うことはできない。
 - おって、2年前納制度は、ある年の4月分から2年後の3月分(本設例の場合令和2年4月分から令和4年3月分)までの国民年金保険料を前納する制度であるから、分割方式を適用した場合は令和4年分においても控除することに留意する。

4 小規模企業共済等掛金控除

- 妻が支払った小規模企業共済等掛金を夫の小規模企業共済等掛金控除に含めて申告している。
 - ⇒ 小規模企業共済等掛金は、支払った者が控除することとされていることから、妻が支払った小規模企業共済等掛金を夫の小規模企業共済等掛金控除の対象とすることはできない(所法 75)。

5 生命保険料控除

- 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)及び旧契約(平成23年12月31日以前に勤務した保険契約等)の双方に加入している場合において、適用限度額を4万円として計算している。
 - ⇒ 旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円を超える場合には、適用限度額を5万円として計算する(所法 76①)。



6 地震保険料控除

- 地震保険料と旧長期損害保険料の合計で65,000円を控除している。
⇒ それぞれ計算した金額の合計額(最高50,000円)である(所法77)。
- 居住用家屋に係る一の損害保険契約について、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額を控除額としている。
⇒ 一の損害保険契約等に基づき地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により、地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになる。

7 寄附金控除

- 専業主婦である妻が行った寄附について、夫の寄附金控除に含めて申告している。
⇒ 寄附金控除は、「居住者が、・・・支出した場合・・・」とされていることから、妻名義で支払った寄附金は、夫の寄附金控除の対象とすることはできない(所法78①)。
- 入学寄附金を寄附金控除の対象としている。
⇒ 自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該入学と相当の因果関係のある寄附は、寄附金控除の対象とならない(所法78②)。
なお、入学願書の受付開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの(入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものを除く。)は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当する(所基通78-2)。

- 財務大臣の指定がないのに、宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象としている。
 - ⇒ 宗教法人に対する寄附は、国宝、重要文化財の保護の観点等から財務大臣が指定するものを除き、寄附金控除の対象とならない（所法 78②二）。
 - （注） 財務大臣の指定は租税関係法規等データベースに掲載されているが、最終改正日以後の指定は掲載されていないので、官報等により確認すること。

- 財務大臣の指定がないのに、財団法人設立のための寄附金を寄附金控除の対象としている。
 - ⇒ 公益法人等の設立のためにする寄附については、財務大臣の指定を受けたものに限って特定寄附金とされる（所法 78②二）。
 - したがって、指定を受けていないものは寄附金控除の対象とならない。

- アメリカで発生した災害等の被災者等の救援のために、直接米国赤十字社に対して支出した寄附金を寄附金控除の対象としている。
 - ⇒ 米国赤十字社は、所得税法上の特定公益増進法人に該当しないので、寄附金控除の対象とならない（所法 78②）。

- 寄附した者に特別の利益が及ぶと認められる寄附金を寄附金控除の対象としている。
 - ⇒ 実質的に寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものは寄附金控除の対象とならない（所法 78②一）。
 - 「特別の利益が及ぶ」場合とは、例えば、政治家が自己の資金管理団体や支持又は推薦を受けている政治団体に寄附する場合（他の政治家とお互いに相手方の政治団体に寄附し合う場合も含む。）をいう。

- ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）を寄附金特別控除（税額控除）の対象としている。
 - ⇒ ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）は寄附金特別控除（税額控除）の対象ではなく、寄附金控除（所得控除）の対象である（所法 78、措法 41 の 18～41 の 19）。
 - なお、住民税申告に反映させるため、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の寄附金税額控除（都道府県・市区町村分）欄に寄附金額を記入する。

- ふるさと納税に係るワンストップ特例制度を申請した者が確定申告をする場合に、寄附金控除の適用を受けていない。
 - ⇒ ふるさと納税に係るワンストップ特例制度を申請した者が確定申告をする場合には、ワンストップ特例制度を申請したふるさと納税に係る寄附金についても併せて確定申告する必要がある。

- 寄附金控除を適用した特定新規中小会社により発行される株式の取得に要した金額について、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除している。
 - ⇒ 寄附金控除の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、措法 37 の 13①（特定中小会社

が発行した株式の取得に要した金額の控除等)の規定は適用されない(措法41の19②)。

なお、寄附金控除の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除される(措法41の19③、措令26の28の3⑥)。

- 公益社団法人等に対する寄附金は、全て寄附金控除の対象としている。
 - ⇒ 公益社団法人等に対する寄附金のうち、一定の要件を満たすものについては、寄附金控除との選択により、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることができる(所令78①、措法41の18の3)。
- ふるさと納税に係る寄附金控除の適用に当たり、寄附先の市町村が発行する「寄附金の受領書」以外に、寄附したことを証する書類はないとしている。
 - ⇒ 令和3年分の確定申告から、ふるさと納税に係る寄附金控除につき、地方団体が発行する「寄附金の受領書」に代えて、国税庁長官が指定した特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされた。

8 寡婦控除

- 死別で扶養親族のいない寡婦が、本年の所得は500万円を超えているのに寡婦控除の適用をしている。
 - ⇒ 死別で扶養親族のいない寡婦は、合計所得金額が500万円を超えると、寡婦控除は適用されない(所法2①三十、80)。
- 離婚で、生計を一にする所得が48万円以下の子ありの者が、寡婦控除とひとり親控除の適用をいずれも受けている。
 - ⇒ ひとり親に該当する者は、寡婦に該当しないため、寡婦控除は適用されない(所法2①三十)。

9 ひとり親控除

- 婚姻歴がない者は、ひとり親控除の適用ができないとしてひとり親控除の適用を受けていない。
 - ⇒ 令和2年度税制改正前の寡婦とは異なり、ひとり親の要件に離婚や死別といった要件はない(所法2①三十一)。
- 子どもではなく両親を扶養している者が、ひとり親控除の適用をしている。
 - ⇒ ひとり親控除の適用を受けるためには、生計を一にする所得が48万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)を有する必要がある(所法2①三十一、所令11の2)。
- 居住用財産の譲渡に係る3,000万円の特別控除の適用を受ける者について、ひとり親控除の適用を受けている。
 - ⇒ 「合計所得金額」とは、所法70条及び71条の規定を適用しないで計算した場合における所法22条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいい(所

法 2①三十)、合計所得金額は、措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を計算する場合における特別控除額の控除前の金額で計算する(所基通 2-41)。

したがって、居住用財産の譲渡に係る 3,000 万円の特別控除前の金額で計算した合計所得金額が 500 万円を超えている場合においては、ひとり親控除の適用を受けることはできない。

なお、法 121 条により申告不要となる所得があっても、合計所得金額の判定ではその所得を含めることになる。

(参考) 合計所得金額が要件となっている控除のうち、主なもの

- ・ 公的年金等控除(所法 35④)
- ・ 寡婦控除・ひとり親控除(所法 2①三十、80、81)
- ・ 配偶者(特別)控除(所法 83、83の2①)
- ・ 基礎控除(所法 86)
- ・ 住宅借入金等特別控除(措法 41)
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除(措法 41の5④)
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除(措法 41の5の2④)
- ・ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措法 70の2②一)

○ 事実上の婚姻関係がある者がいる場合には、ひとり親控除の適用がないと考えている。

⇒ ひとり親に該当するためには、「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定める者として財務省令で定めるものがないこと」が必要である(所法 2①三十一)。

この場合の「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるもの」は、次の者をいう。

- ・ その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者
- ・ その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

したがって、事実上の婚姻関係がある者がいるだけでは、ひとり親控除の適用がないとまでは言えない。

10 障害者控除

○ 介護保険で要介護等の認定を受けた者が障害者控除の適用をしている。

⇒ 別途市町村長等から「障害者」の認定を受けることが必要である(所令 10①七)。

なお、市町村長等が、過去の年分に遡及した障害者控除対象者認定書を交付した場合には、遡及した年分から障害者に該当することとなる。

- 厚生労働大臣の認定を受けていない者で、被爆者健康手帳のみで障害者控除を受けている。
⇒ 被爆者健康手帳の交付を受けている者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている者が障害者となる（所法 2①二十八、所令 10①五）。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級が 2 級である者が、特別障害者に該当するとして、40 万円の障害者控除を適用している。
⇒ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、障害等級が 1 級の場合に特別障害者となる（所令 10②二）。なお、身体障害の程度が 2 級の場合は特別障害者に該当するため、混同しないよう留意する。
- 成年被後見人について、精神障害者保険福祉手帳に記載された障害等級が 1 級でないと、特別障害者に当たらないと考えている。
⇒ 所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は特別障害者とされている（所法 2①二十九、所令 10②一）。
家庭裁判所が、鑑定人による医学上の専門的知識を用いた鑑定結果に基づき、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として後見開始の審判をした場合には、所得税法上も、成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当する。
- 障害者である 5 歳の子を扶養している者が、障害者控除を適用していない。
⇒ 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除の適用はないが、その扶養親族が障害者である場合には、障害者控除の適用がある（所法 2①三十四、79②③）。

11 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

- 内縁関係者についても配偶者控除を適用している。
⇒ 婚姻の届出をした民法上の配偶者でなければ、配偶者控除は適用されない。（所基通 2-46）
- 所得制限の判定に当たって、分離譲渡所得の特別控除後の所得により判定している。
⇒ 分離譲渡所得がある場合には、特別控除前で判定する（措法 31①③、32①④）。
- 所得制限の判定に当たって、純損失（雑損失）の繰越控除後の所得により判定している。
⇒ 純損失（雑損失）の繰越控除がある場合には、繰越控除前で判定する（所法 2①三十）。
- 非居住者を扶養親族とする場合に、国外源泉所得を含めて、48 万円以下かどうかを判定している。
⇒ 非居住者の場合、合計所得金額は、総合課税の対象となる国内源泉所得をいうの

で、国外源泉所得や分離課税とされる所得は、合計所得金額に含まれない（所法 2 ①五、三十ロ、三十四、164、165）。

- 令和 3 年分の確定申告において、国外に居住する親族について扶養控除の適用を受ける際、出生証明等の親族関係が分かる書類のみが添付されている。

⇒ 平成 28 年以後、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類（出生証明等、国外居住親族がその居住者の親族であることを証する書類）及び送金関係書類（金融機関の書類等、国外居住親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことを明らかにする書類）が必要となる（所法 120③二、所規 47 の 2 ④⑤）。

なお、該当する親族が複数いる場合、送金関係書類は各人に対して行ったものが必要となる。

- 老人ホームに入居している者を同居老親等としている。

⇒ 老人ホーム等の施設に入居している者は、その施設が居所となるため、同居しているとはいえない。

- 収用に係る 5,000 万円の特別控除の適用を受ける者について、基礎控除額を 48 万円と記載している。

⇒ 令和 2 年分以降の基礎控除の金額は、合計所得金額が 2,400 万円を超えると逡減することとなる（所法 86）。

なお、合計所得金額とは、「合計所得金額」とは、所法 70 条及び 71 条の規定を適用しないで計算した場合における所法 22 条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいい（所法 2 ①三十）、合計所得金額は、措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を計算する場合における特別控除額の控除前の金額で計算する（所基通 2-41）。

また、法 121 条により申告不要となる所得があっても、合計所得金額の判定ではその所得を含めることになる。

おって、公的年金等控除（最大 20 万円）、配偶者（特別）控除額（最大 48 万円）、寡婦控除（最大 35 万円）についても同様に合計所得金額で判定する。

- 基礎控除の適用がないことから、年末調整誤りと考えている。

⇒ 年末調整において、基礎控除は、基礎控除申告書の提出があった場合に控除されることから、一概に誤りとは言えない（所法 195 の 3）。

八 税額控除

1 配当控除

- 所得控除後の課税総所得金額が 1,000 万円を超えているにもかかわらず、全部 10%で計

算している。

⇒ 余剰金の配当に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から 1,000 万円を差し引いた金額までは 5% の配当控除になる (所法 92①)。

なお、証券投資信託の収益の分配については 5% 又は 2.5%、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配については、2.5% 又は 1.25% と控除率が異なることに留意する (措法 9)。

○ 配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が 1,000 万円を超えているかどうかの判断において分離課税の所得金額を除外して計算している。

⇒ 課税総所得金額等とは、課税総所得金額、分離課税短期譲渡所得金額、分離課税長期譲渡所得金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得の金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいう (所法 92①、措法 8 の 4 ③四、31③、32④、37 の 10⑥六、41 の 14②五)。

○ 配当控除を、配当所得の金額ではなく配当所得の収入金額に対して適用して計算している。

⇒ 配当控除が適用されるのは、配当の収入金額に対してではなく負債利子を差し引いた後の配当所得の金額に対して適用される (所法 92①)。

○ オープン型証券投資信託収益の分配金に係る支払通知書又は特定口座の明細書に「外貨建資産割合」、「非株式割合」が「約款規定なし」や「制限なし」と記載されているにもかかわらず、配当控除を 10% で計算している。

⇒ 「外貨建資産割合」、「非株式割合」が「約款規定なし」や「制限なし」と記載されている場合は、配当控除の対象外となる (法 92①)。

○ 外国法人から受ける配当について、配当控除をしている。

⇒ 外国法人の国内にある営業所・事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るもの以外は配当控除の対象とはならない (所法 92①)。

(参考)

対象となる配当所得	対象とならない配当所得
<ul style="list-style-type: none">○ 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）○ 利益の配当（資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし分割型分割によるものを除く。）○ 剰余金の分配（出資に係るものに限る。）○ 証券投資信託の収益の分配○ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（措法9④）	<ul style="list-style-type: none">○ 外国法人から受ける配当（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。）○ 特定受益証券発行信託の収益の分配○ 基金利息○ オープン型証券投資信託のうち、信託財産の元本の払戻し相当分（法9⑪十一）○ 私募公社債等運用投資信託に係る受益権の収益の分配に係る配当等（措法9①一）○ 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等（措法9①二）○ 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配（措法9①三）○ 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配（措法9①四）○ 適格機関投資家私募による証券投資信託から受ける配当等（措法9①五イ）○ 特定目的信託から受ける配当等（措法9①五ロ）○ 特定目的会社から受ける配当等（措法9①六）○ 投資法人から受ける配当等（措法9①七）○ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等（措法8の4①）○ 確定申告をしないことを選択した配当（措法8の5①）

○ 少額配当であるため所得には加算していないにもかかわらず、税額計算においては配当控除と源泉所得税を差し引いて計算している。

⇒ 申告しないことを選択した場合、その少額配当に係る配当控除と源泉所得税を差し引くことはできない。

2 外国税額控除

○ 米国内にある事業用資産の譲渡の際に、収入に対し源泉徴収されていることから、控除限度額の計算をするに当たり、国外所得総額について、当該資産の譲渡に係る収入金額で計算している。

⇒ 収入金額ではなく、当該資産に係る所得金額で計算する（所法95①、所令2212）。

3 住宅借入金等特別控除

○ 相続により住宅とその住宅に係る借入金を承継した場合に、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

⇒ 相続により住宅を取得するとともに借入金を承継しても、その借入金は相続による債務の承継であり住宅を取得するための借入金ではない（措法41①）ため、住宅借入金等特別控除の適用はない。

- 生計を一にする父から、父が居住する住宅を購入し、この住宅について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
 - ⇒ 既存住宅を取得する時においてその取得をする者と生計を一にしており、その取得後においても引き続き生計を一にする親族等からの既存住宅の取得は対象とならない（措法 41①、措令 26③）。

- 床面積にベランダ、バルコニーを含めて計算している。
 - ⇒ 床面積は登記事項証明書に表示される面積による（措法 41①、措令 26①一、②三イ、措基通 41-10）。

- 所得基準（3,000 万円）を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断している。
 - ⇒ 合計所得金額が 3,000 万円以下であるか否かの判定は、分離課税の譲渡所得については特別控除前で行う（所法 2①三十、措法 31③、32④）。

- 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。
 - ⇒ 耐火建築物とは、建物登記簿等に記載された家屋の構造のうち、建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものをいい、軽量鉄骨造は耐火建築物には含まれない（措令 26②、措規 18 の 21①）。

- 建築後 25 年を経過した木造家屋について、既存住宅の取得として住宅借入金等特別控除の対象としている。
 - ⇒ 耐火建築物以外の建物は、建築後 20 年以内のものが対象（耐火建築物は 25 年以内）となる（措令 26②）。
 - （注）1 築後経過年数にかかわらず、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定のものも適用対象である（措法 41①、措令 26②）（経過年数基準）。
 - （注）2 平成 17 年度税制改正により、適用対象となる既存住宅の範囲に、築後経過年数にかかわらず、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定のもの（平成 17 年 4 月 1 日以後に取得したものに限る。）が加えられた（措法 41①、措令 26②二ハ）（耐震基準）。
 なお、平成 26 年度税制改正により、要耐震改修住宅（耐震基準等に適合しないものに限り、経過年数基準に適合するものは除く。）について、その住宅の取得の日までに耐震改修を行うことにつき一定の申請をし、かつ、取得の日から 6 月以内の居住の用に供する日までにその耐震改修（住宅耐震改修特別控除の適用を受ける場合を除く。）によりその耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなったことにつき証明されたものである場合も適用されることとなった（措法 41④、措令 26②）。

- 5年前に増築された家屋（新築から20年経過した木造家屋）を住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅としている。
 - ⇒ 取得の日以前20年（耐火建築物である場合25年）以内に増築（改築）された家屋であっても、築年数（家屋が当初に建築されてからの経過年数）が20年（耐火建築物である場合には25年）を超えるものは、住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅に該当しない。
 - （注） 築後経過年数にかかわらず、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定のものも適用対象である（措法41①、措令26②）。

- 家屋の所有者でない者が増改築について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
 - ⇒ 増改築した場合の住宅借入金等特別控除の適用は、自己の所有している家屋について増改築した場合に限られるので、例えば、父の所有する家屋について子が増改築しても、住宅借入金等特別控除は適用されない（措法41⑬）。
 - 自己の所有する家屋で自己の居住の用に供していないものについて特定増改築等を含む住宅の増改築等をして、その後自己の居住の用に供した場合、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（措法41の3の2①）。

- 借入金の償還期間が、繰上返済等により、10年未満となっているのに住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
 - ⇒ 借入金の償還期間が当初10年以上であっても、その後、繰上返済により10年未満となった場合には、繰上返済をした年から住宅借入金等特別控除は適用されない（措法41①、⑥、⑩、⑬、⑯、措基通41-19）。

- 土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付家屋を購入した場合、それぞれ住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
 - ⇒ 住宅借入金等特別控除の対象となる借入金は、家屋の購入等とともにその家屋の敷地に要する資金に充てるための借入金とされることから、土地のみを購入している父の借入金は、住宅借入金等特別控除の対象とはならない（措法41①）。

- 新築の日前2年以内に取得した土地等の先行取得に係る銀行からの借入金について、家屋に抵当権の設定がないのに当該借入金を住宅借入金等特別控除の対象となる借入金としている。
 - ⇒ 土地等の先行取得に係る銀行からの借入金については、家屋を目的とする抵当権の設定がない場合は、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等には該当しない（措令26⑧六）。
 - なお、家屋を目的とする抵当権が設定された以後の各年については、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等と取り扱われることとなる。

- 土地等の先行取得に係る借入金について、家屋を目的とする抵当権の設定が「根抵当権」であるため、住宅借入金等特別控除の適用は受けられないとしている。
- ⇒ 根抵当権も抵当権の一種であり、当該根抵当権が、根抵当権設定契約書等によって、家屋の敷地の用に供する土地等の借入金を担保するために設定されたものであることが確認できる場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金として差し支えない（措法 41、措令 26⑧）。
- 増改築等に係る契約を締結した場合において、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の工事に関し、地方公共団体から補助金等の交付を受けているのに、その補助金等の額を控除しないで 100 万円を超えるかどうかの判定をしている。
- ⇒ 次に掲げる工事に係る契約を締結した場合において、当該工事等に関して補助金等の交付を受ける場合には、次に掲げる工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除する。
- ① 増改築等の工事（措法 41⑬）
 - ② バリアフリー改修工事（措法 41 の 3 の 2 ②）
 - ③ 省エネ改修工事（措法 41 の 3 の 2 ⑥）
 - ④ 特定多世帯同居改修工事（措法 41 の 3 の 2 ⑨）
 - ⑤ 耐久性向上改修工事（措法 41 の 3 の 2 ②四）
 - ⑥ 住宅耐震改修工事（措法 41 の 19 の 2 ①一）
 - ⑦ バリアフリー改修工事（措法 41 の 19 の 3 ①）
 - ⑧ 省エネ改修工事（措法 41 の 19 の 3 ③）
 - ⑨ 特定多世帯同居改修工事（措法 41 の 19 の 3 ⑤）
 - ⑩ 耐久性向上改修工事（措法 41 の 19 の 3 ⑥、⑦、⑧）
- すまい給付金の交付を受けた場合に、給付額を住宅の取得価額から控除している。
- ⇒ 給付額ではなく、給付基礎額を控除する。
なお、給付額を持分割合で割り直すことにより給付基礎額を計算することができる。
- 令和元年に居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けているにもかかわらず、令和 3 年の住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- ⇒ 令和元年分、令和 2 年分、令和 3 年分までのいずれかの年分において、「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受けている場合、令和 3 年分の住宅借入金等特別控除が受けられない（措法 41⑳）。
- 令和元年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている者が、令和 3 年中に居住用家屋を譲渡し、令和 3 年分の確定申告で居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けていたことから、令和元年分及び令和 2 年分の修正申告書を提出している。
- ⇒ 居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受けた場合に、住宅借入金等特別控除を受けることができないのは、当該住宅借入金等特別控除の対象となった居住用家屋若しくは既存住宅等以外の資産を譲渡した場合である（措法 41㉑）。
- なお、令和 2 年度税制改正により、新規住宅の居住後から 3 年以内に従前の住宅

を譲渡した場合において、その譲渡について譲渡特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等特別控除の適用がされないこととされた（令和2年4月1日以降に行う資産の譲渡に限る。）。

- 令和3年10月以降に新築住宅に係る請負契約を締結しているにもかかわらず、適用期間を13年間とする住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

⇒ 令和3年中に入居し、13年間の住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、新築住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間（分譲住宅・中古住宅及び増改築工事は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間）に請負契約等を締結する必要がある（コロナ税特法6の2②、コロナ税特令4の2①一、二）。

なお、13年間の住宅借入金等特別控除の適用を受ける要件の一つとして、消費税等の税率が10パーセントである必要があるため、消費税等が不課税である個人間売買については13年間の控除の適用を受けることができない。

九 確定申告

- 中国からの留学生（学校教育法第1条に規定する学校に留学している者）は所得税の確定申告書を提出することができないと考えている。

⇒ 中国を含む多くの国からの留学生については、日本との租税条約の規定により、その生計、教育のために受け取る給付又は所得について日本での課税を免除されている。

しかしながら、租税条約の規定を適用するには、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に基づく届出書を源泉徴収義務者を通じて、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があり、当該省令に基づく届出書を提出しない場合は、国内法に基づき課税されることから、他の給与所得者と同様に年末調整又は確定申告により年税額の精算を行うことになる。

したがって、留学生が国内法に基づき課税を受けること（租税条約の適用を受けないこと）を選択した場合には、所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書を提出しても構わない（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令8）。

ただし、留学生の免税規定については、当該留学生が日本に滞在する直前の居住地域との租税条約の有無やその規定内容により、異なることに注意する。

- 相続人が3人いるのに準確定申告書には相続人の氏名を1人しか記載していない。

⇒ 相続人が2人以上いる場合の準確定申告書には各相続人の氏名及び住所等を記載しなければならない（所法124、所令263①、所規49①一）。

なお、相続人が2人以上あるときは、各相続人が連署による一の書面で提出しなければならないが、他の相続人の氏名を附記して各別に提出することも可能であり、各別に提出する場合には、遅滞なく他の相続人に通知する必要がある（所令263②、③）。

- 確定申告をした少額配当を修正申告又は更正の請求で除外している。
 - ⇒ 確定申告をした少額配当は、その後の修正申告や更正の請求において除外することはできない。また、少額配当の申告漏れについては、修正申告はできず、更正の請求の事由にも当たらない。

- 海外のFX取引業者を通じたFX取引について、申告分離課税の対象であると考えている。
 - ⇒ 国外取引業者を通じたFX取引に係る所得は総合課税の対象である(措法41の14①)。

- 同族会社の役員が当該法人から不動産賃貸料を収受しているにもかかわらず少額であるとして申告していない。
 - ⇒ 同族会社の役員は、貸付金の利子又は資産の賃貸料が少額であっても確定申告書を提出しなければならない場合がある(所法121①、所令262の2)。

- 還付申告に当たって20万円以下の給与所得等を除外している。
 - ⇒ 申告書を提出する以上、20万円以下の給与所得等であっても申告しなければならない(確定申告しないことを選択した配当を除く)。

- 国内において年末調整を受けた給与以外に、国外からの給与があるものの、国外からの給与に係る給与所得の金額が20万円以下であるとして確定申告をしていない。
 - ⇒ 確定申告を要しない場合の給与とは、源泉徴収をされた又はされるべき給与をいう(所法121①二)。

一 納税義務者

- 基準期間が免税事業者である場合、消費税相当額を控除して課税売上高を計算している。
 - ⇒ 基準期間となる課税期間は免税事業者であるから、その売上げには消費税は含まれない(消法9①)。したがって、その期間の課税資産の譲渡等の対価の額の算定に当たっては、消費税相当額を控除する必要はない(消法9①、消基通1-4-5)。

- 基準期間の課税売上高の判定の際、住宅用として貸し付けていた建物の譲渡収入を除いている。
 - ⇒ 住宅用として貸し付けていた建物の譲渡は課税対象となる(消法6①、別表第1十三)。
また、土地・建物の一括譲渡の場合、非課税資産の土地と課税資産の建物の価額が区分されていないときは、譲渡した時の価額の割合であん分することとなる(消令45③)。

- 被相続人が提出した「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、相続人に及ぶと考えている。
 - ⇒ 相続人には、その効果は及ばないので、その適用を受けるためには、新たに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない(消法9④、消基通1-4-12)。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であったことだけをもって、消費税の課税事業者とならないと判定している。
 - ⇒ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(課税期間の前年の1月1日から6月30日までの期間)の課税売上高又は給与等支払額が1,000万円を超えている場合は課税期間において課税事業者となる(消法9の2)。
なお、いずれの基準で判断するかは納税者の任意であるため、たとえ、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていなければ給与等支払額により免税事業者と判定することができる。

- 免税事業者である相続人が、免税事業者である被相続人の事業を相続した年の納税義務の判定に当たり、被相続人及び相続人の基準期間の課税売上高を合計すると1,000万円を超えるとして相続した課税期間分の消費税の申告をしている。
 - ⇒ 免税事業者である相続人が被相続人の事業を承継した場合において、相続した日の翌日から課税事業者となるのは、被相続人の基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合のみである(消法10①)。
なお、相続があった年の翌年及び翌々年の納税義務を判定する場合は、相続人及び被相続人の基準期間の課税売上高を合計して判定する(消法10②)。

- 貸倒金を課税売上高から差し引いて計算し、課税売上高が1,000万円以下になったとして、確定申告書とともに課税事業者でなくなった旨の届出書を提出している。
 - ⇒ 貸倒れ、売上対価の返還等が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から当該貸倒れ等の金額に係る消費税額を控除することとなり、課税売上高から直接差し引くことはできない（消法38、39）。
 - ただし、返品、値引き又は割戻しをした場合に、課税資産の譲渡等の金額から返品額、値引額又は割戻額を控除する経理処理を継続しているときは、これを認める（消基通10-1-15）。

二 課税の対象

- 営業収入のみを課税売上げとして消費税を算出し、不動産収入を課税売上げに計上していない。
 - ⇒ 業務的規模の不動産収入についても、事業として対価を得て行う資産の譲渡等の対価として課税の対象となる（マンション一戸（ただし、居住用は除く。）の賃貸でも、反復、継続、独立している。）（消法2①八、消基通5-1-1）。
- 事業用車両を売却（下取）した場合に課税売上げに計上していない。
 - ⇒ 資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等が含まれる（消法2①八、4①、消令2③、消基通5-1-7(3)）。
- 棚卸資産を家事消費したにもかかわらず、課税売上げに計上していない。
 - ⇒ 棚卸資産を家事消費した場合には、原則として、当該棚卸資産を通常他に販売する価格（時価）で課税売上げに算入する（消法4⑤一）。
 - ただし、仕入金額以上の金額で、かつ、その棚卸資産の通常他に販売する価額のおおむね50%以上に相当する金額で確定申告したときはこれを認める（消基通10-1-18）。
- 棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために使用したにもかかわらず、課税売上げに計上していない。
 - ⇒ 棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために使用した場合には、原則として、当該資産の通常売買される価額（時価）に相当する金額を課税売上げに算入する（消法4⑤一）。
 - なお、例えば、事業の用に供している自動車を家事のためにも利用する場合のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産に係る家事使用や一時的な家事使用については、当該取扱いを要しない（消基通5-3-2、11-1-4）。
 - また、個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したのものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ（みなし譲渡）、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となる（タックスアンサー「No. 6603 個人事業者が事業を廃止した場合」参照）。

おって、個人事業者が、事業と家事の用途に共通して使用するものとして取得した資産を譲渡した場合には、その譲渡に係る金額を事業としての部分と家事使用に係る部分とに合理的に区分するものとする。この場合においては、当該事業としての部分に係る対価の額が資産の譲渡等の対価の額となる（消基通 10-1-19）。

○ 会社員が、消費税課税事業者選択届出書を提出して、自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入を課税売上げに計上して、確定申告を行っている。

⇒ 会社員が事業の用に供することなく、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備の余剰電力の売却は、生活用資産（非事業用資産）の譲渡を行っているものであることから、消費税法上「事業として」の資産の譲渡には該当しないため、課税の対象とならない（不課税取引）（消法 2①八）。

○ 賃貸マンションの売買の際に、売買当事者間の合意に基づき固定資産税・都市計画税の未経過分を買主が分担することになったが、地方公共団体に対して納付すべき固定資産税等相当額の預かり金を不課税取引として課税売上高に計上していなかった。

⇒ 不動産売買契約における公租公課の分担金（未経過固定資産税等）は、私人間で行う利益調整のための金銭の授受であり、不動産の譲渡対価の一部を構成するものであるから、固定資産税・都市計画税の未経過分を含めた譲渡価額のうち、建物部分が課税の対象となる（消法 2①八、28①、消基通 10-1-6）。

○ チケットショップで販売する切手に係る売上げを非課税であるとして課税売上げに計上していなかった。

⇒ 非課税となる切手の販売は郵便局等に限定されている（消法 6、別表第 1 四イ）。
なお、物品切手の販売は、販売者の限定はない（消法 6、別表第 1 四ハ）

三 課税仕入れ

○ 本来、課税仕入れの対象となる修繕費等について、その原資が保険金であるとして、課税仕入れとしていない。

⇒ 保険金は資産の譲渡等の対価に該当しない（消法 2①八、消基通 5-2-4）が、課税仕入れに該当するか否かは資産の譲受けのために支出した金額の源泉を問わない（消法 2①十二、消基通 11-2-10）
したがって、本来課税仕入れの対象となる修繕費等は、課税仕入れとなる。

○ 接待交際費の内に、その費途が明らかでないものや贈答用に購入した商品券及びビール券の代金が含まれており、いずれも課税仕入れに計上されている。

⇒ 費途が明らかでないものは課税仕入れに該当しないほか、贈答用に購入した商品券やビール券等も課税仕入れに該当しない（消法 6、別表第 1 四ハ、消令 11、消基通 11-2-23）。

- 事業と家事に共用する減価償却資産を取得したとき、それに係る消費税等の額の全額を控除対象消費税額として控除している。
 - ⇒ 家事共用資産を取得した場合、その家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しない。なお、当該資産の課税仕入れに係る対価の額は、その資産の使用率又は使用割合等の合理的な基準により計算する（消基通 11-1-4）。
また、家事共用資産を譲渡した場合も、同様の扱いとなる（消法 2①十二、消基通 10-1-19）。
- 従業員の通勤手当について、遠距離通勤により所得税法上の非課税限度額を超えるためにその一部が給与に該当する場合に、この部分を課税仕入れとしていない。
 - ⇒ 通勤手当は、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、上記のように給与に該当する部分であっても、課税仕入れに係る支払対価になる（消法 2①十二、消基通 11-2-2）。
- 建物のうち 1・2 階が店舗で 3 階以上が居住用の賃貸としている建物の仕入控除税額を算出する際、課税売上割合に準ずる割合の承認申請がなければ、個別対応方式が適用できないと考えている。
 - ⇒ 課税・非課税に共通する仕入れであっても、合理的な基準により課税資産の譲渡等のみに要するものとその他の資産の譲渡等にのみ要するものとに区分している場合には、区分したところにより個別対応方式を適用できる（消法 30②一、消基通 11-2-19）。よって、建物の場合、面積等で合理的に区分できるのであれば、区分したところにより個別対応方式を適用することができる。

四 控除対象仕入税額の調整

- 直前の課税期間まで免税事業者であったが、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
 - ⇒ 免税事業者が課税事業者となる場合、課税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産（免税事業者であった課税期間中に課税仕入れ等を行ったものに限る。）に係る消費税額については、課税事業者となる課税期間における課税仕入れ等の税額に加算する（消法 36①）。
- 課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
 - ⇒ 課税事業者が免税事業者となる場合には、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産に係る消費税額を当該課税期間の課税仕入れの税額から控除する（消法 36⑤）。
ただし、簡易課税制度の適用者については、この調整は不要である（消基通 12-7-4）。

五 簡易課税制度

- 簡易課税制度を適用している者が、簡易課税制度の適用1年目に簡易課税制度選択不適用届出書を提出している。
 - ⇒ 適用課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ簡易課税制度選択不適用届出書は提出できない（消法37⑥）。

なお、次の事業者は、簡易課税制度の適用課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の末日以前であっても、簡易課税制度選択不適用届出書の提出できる場合がある（消法37の2①、措法86の5⑩）。

 - ・ 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者
 - ・ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項により、特定非常災害として指定された非常災害（例えば、令和2年7月豪雨）の被災事業者
- 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、課税期間の初日以降に「簡易課税制度選択届出書」の提出をした場合において、適用課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなくても、簡易課税制度選択不適用届出書を提出できると考えている。
 - ⇒ 当該事業者が、課税期間の初日以降に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する場合においては、簡易課税制度の適用課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなくとも提出できるが、当該事業者が、課税期間の初日以降に「簡易課税制度選択届出書」の提出をした場合においては、適用課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ簡易課税制度選択不適用届出書は提出できない（消法37⑥、37の2⑥）
- 5年前に廃業し、事業廃止届出書を提出していた者が新たな事業を開始し、10年前に簡易課税選択届出書を提出済みであるとして、簡易課税で仕入税額控除を計算している。
 - ⇒ 事業廃止届出書を提出したときは、事業廃止を基因とする簡易課税選択不適用届出書が提出されたものとして扱うこととされているため、簡易課税選択届出書は、その効力を失うこととなる（消法37⑤、⑥、57①三、消基通1-4-15）。

したがって、新たな事業を開始し、簡易課税を選択する場合には簡易課税選択届出書の提出が必要となる。
- 小売業を営む課税事業者が、事業用の車両を売却したことによる課税売上げの事業区分を第2種事業としている。
 - ⇒ 事業用固定資産の売却に係る課税売上げの事業区分は第4種事業となる。
- 酒類小売業及び卸売業を営む課税事業者が75%ルールの判定をする際、ビール券の売上げを含めている。
 - ⇒ 75%ルールの判定をする場合は非課税売上げ及び免税売上げは除くこととされている。

る（消令 57③）。

なお、75%ルールの評定をする場合の算定に当たっては、四捨五入の端数処理を行わないことに留意する。

- 精肉（鮮魚）の小売業を営む課税事業者が焼鳥、ローストチキン（かつおのたたき、焼魚）等を加工して販売しているが、全て第2種事業としている。

⇒ 商品に「焼く、煮る、揚げる」等の加熱を伴う加工をした場合は第3種事業に該当する。

（注）「切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす」等の軽微な加工の場合は第2種又は第1種事業。

- 農業を営む課税事業者が、水稻（飲食料品）を出荷しているが、全て第3種事業としている。

⇒ 令和元年10月1日から、「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第3種事業から第2種事業へ変更されている（消令 57⑤、平28改正消令附則11の2）。